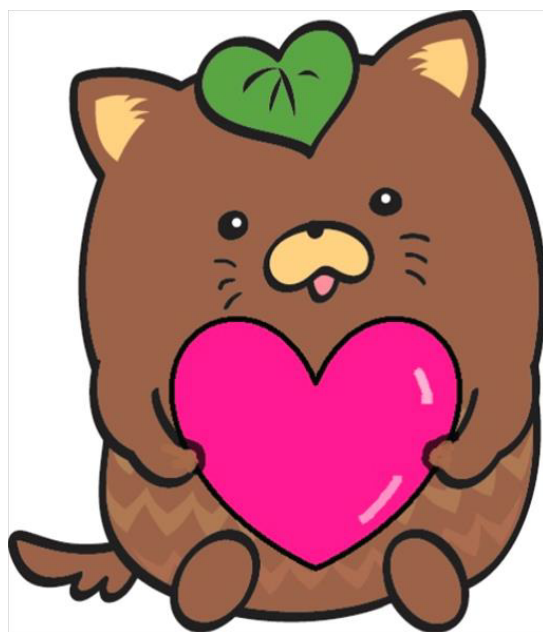
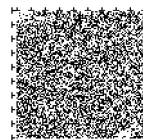


障がいのある方を支援するための ガイドブック



甲斐市



はじめに

障がいは、事故や病気などによって、だれにでも生じ得るものです。

また、障がいの種類は多種多様で、外見ではわからない障がいもあります。

甲斐市障害者計画では、「地域社会で 共に生き、支え合う 共生のまちづくり」の実現を目指しております。

障がいのある方が、社会・経済・文化活動の主体者となり、社会活動へ参加するためには、皆様一人一人が『できる援助』を行うことが大切です。

さらに、甲斐市では安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、地域防災計画を策定して、様々な災害対策を講じています。

安全な地域づくりは、一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」という意識のもとに、災害への備えを万全にし、いざというときに、適切な対応がとれるようにしておくことが重要です。

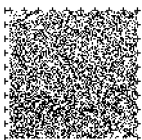
また、大きな災害に対しては、地域の連携を密にし、助け合い、組織的に取り組むことが求められます。

この『障がいのある方を支援するためのガイドブック』は、障がいのある方を市民に理解してもらい、災害時の障がい者児への対応についてを考えて作成しました。

様々な日常生活で『障がいのある方』と皆様が出会った時、適切な対応をしていただくことや、身近において、家庭における災害や地域での防災について、少しでもお役に立つことを願います。

令和8年3月 編集

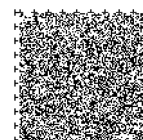
甲斐市 福祉部 障がい者支援課



目 次

障がいの特性と基本的な対応方法について

I 視覚障がいのある方には	3
II 聴覚障がい・言語障がいのある方には	5
III 肢体不自由のある方には	7
IV 内部障がいのある方には	9
V 知的障がいのある方には	11
VI 精神障がいのある方には	13
VII 高次脳機能障がいのある方には	15
VIII 発達障がいのある方には	17
IX 難病のある方には	19
共通した必要なもの・必要な専門員	21
コミュニケーションボード	22
障がいのある方に関するシンボルマーク	23
障がい者福祉の関係機関一覧	25
甲斐市の障がい者団体・ボランティア団体	27



障がいに応じた対応について

◆ サポートをする前に

- (1) 避難者の情報（要援護者）を把握する。
- (2) 要援護者に情報がしっかりと伝わるように、様々な手段で情報発信に努める。
- (3) 要援護者班やサポーターがわかりやすいようにサインなどを活用する。



本人や家族、支援者などにサポートの必要性の有無を確認したうえで個別の状況に応じて対応していくことが大切です。

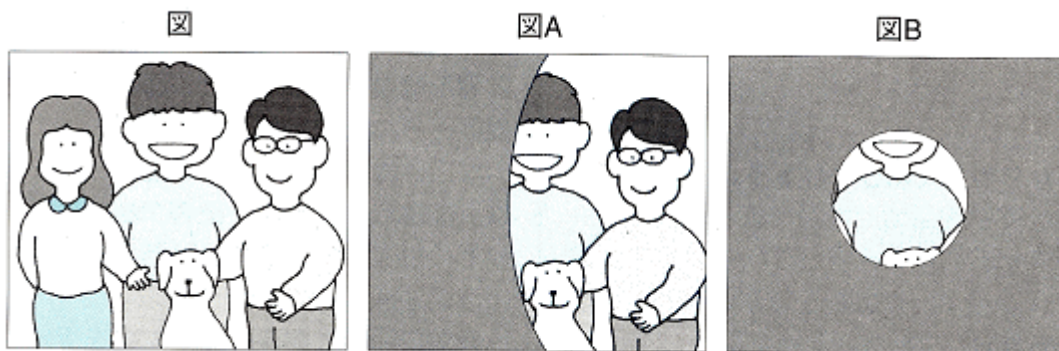
I 視覚障がいのある方には

● 視覚障がいとは

ひとことで視覚障がいと言っても、さまざまな見え方があります。

まったく見えない、文字がぼけて読めない、物が半分しか見えない（図A）、望遠鏡を通して見るようにしか見えない（図B）などです。

このようなことから、文字を読むことができて、歩いているときに障害物にぶつかる、つまずいてしまう、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできるが、文字を読めない方などがいます。



◆ 留意すべき点

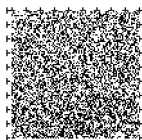
- ・一人で移動することが困難
- ・音声を中心に情報を得ている
- ・文字の読み書きが困難

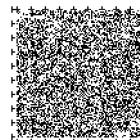
◆ 基本的な対応方法

- ・周りの状況が分からないため、声をかけられなければ会話が始められないことがあります。
- ・「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では「どこか」、「何か」が分かりません。例えば、場所は「30 cm右」など、具体的に説明します。

◆ 点字と音声

- ・視覚障がい者は必ずしも点字を読めるわけではありません。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法もあります。





災害時の対応

◆ 避難所で困ること

- ・視覚による情報の把握が難しい
⇒ 視覚での情報が伝わらないため、配給などの重要情報が行き届かない場合がある。
- ・自分がいる場所の把握に困ることがあり、一人での移動が難しい。
⇒ 避難所でのメンタルマップ（心的地図：安全な歩行のために頭の中で地図や道順を構成したもの）の作成が難しく、多くの荷物が乱雑に置かれた避難所では移動が難しい。
- ・盲導犬の居場所の確保が難しい（周囲の理解不足）。

◆ 必要なもの・体制

- ・【携帯ラジオ】 ・【^{はくじょう}白杖】
- ・【補助犬（盲導犬）コーナー】 ⇒ 福祉避難コーナーを活用

◆ 災害直後の対応方法・考え方

○ 環境の整備（ハード）

- ・屋外トイレは、順路を把握しやすいようロープなどを張り動線を確認
- ・情報伝達は放送装置などを活用し、わかりやすい情報を繰り返し流す。

○ 対応方法（ソフト）

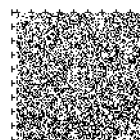
- ・視覚に障害のある方に配給など重要な情報が伝わっているか個別に確認。
- ・居住スペースは壁際や角など比較的自身の位置がわかりやすい場所に。
- ・補装具や日常生活用具の破損、紛失に応じて、修理、支給を行う。
- ・手伝うときは一声かけて行う。誘導する場合は手をひっぱるのではなく、少し前に立ち、肩などを持ってもらい案内する。方向は時計の針の方向で示し、段差がある場合はその都度きちんと伝える。

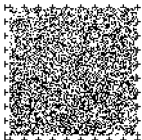
※ 少し気遣って・・・

- ・居住スペースからトイレなどに移動する際のルートをあらかじめ決めておき、誘導時に伝えるべき情報（段差など）を想定しておく。
- ・動く人が少ない夜間に行動することがあるため注意する。
- ・居住スペースが広い場合、自身の位置が把握しにくいいため注意する。

盲ろうのある方について

盲ろうとは、視覚と聴覚の両方に障がいを併せ持つことです。
盲ろうのある方は、独力でコミュニケーションや情報入手、移動ができないあるいは極めて困難な状態に置かれています。
盲ろうのある方とのコミュニケーション方法には、手話（触手話、接近手話）、点字（ブリスタ、指点字）、手書き文字、指文字、音声、筆談等があります。





Ⅱ 聴覚障がい・言語障がいのある方には

● 聴覚障がいとは

聴覚障がいは、外見上は障がいがあるかどうか分からないことが特徴です。

このため、聴覚障がい者が後ろから来る車の音に気づかなくて怖い思いをしたり、電車の中のアナウンスが聞こえず困ったりしていても、周りの人にはわかりません。

聴覚障がい者は、聞こえにくい（または聞こえない）ために音声での会話が困難です。会話だけではなく、周りの状況を知るための音の情報が入りにくいことも、この障がいの不便な点です。

聴覚障がいとひとことで言っても、聞こえ方は一つではありません。

補聴器がなくてもなんとかか会話が聞き取れる方、補聴器をつければ会話が聞き取れる方、補聴器をつけると大きな音はわかるが、会話は聞き取れない方など、人によってさまざまです。

片耳はよく聞こえて、片耳が聞こえない方もいます。

聴覚障がい者は、聞こえ方やこれまでの生活によって、それぞれにコミュニケーション方法を身につけてきています。コミュニケーションには、音声での会話、手話、空書き、筆談、読話（話し手の口の形や動きで話を読み取る）など、さまざまな方法があります。

多くの方は、どれか一つの方法だけを使うのではなく、いくつかの方法を、相手や場面に応じて組み合わせて使っています。

● 言語障がいとは

言語障がいは大きく二つに分けられます。一つは、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障がいと、もう一つは、聞き取りの能力や理解力には支障がなく、発音だけがうまくできない音声機能の障がいがあります。

また、聴覚障がいと言語障がい重複する重複障がいの方もいます。

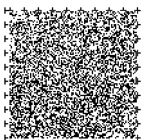
聴覚障がい・言語障がいのある方に共通すること

◆ 留意すべき点

- ・外見から分かりにくい
- ・視覚を中心に情報を得ている
- ・声に出して話せても聞こえているとは限らない
- ・補聴器をつけても会話が通じるとは限らない
- ・筆談で通じているとは限らない
- ・知りたいことを質問できず、生活上さほど不自由していないと誤った理解をされることがある。

◆ 基本的な対応方法

- ・聴覚障がい者との会話には、手話・指文字・空書き・筆談・口話(こうわ)・読唇(どくしん)があります。聴力を失った原因や年齢、聞こえのレベルによってコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法によれば良いか、本人の意向を確認しましょう。
- ・言語障がい者との会話には、代用発音があります。発音機能を失った音声機能障がいの方は、声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり、電動式人口喉頭を首に当てて声にしたりしています。聞き取りにくい場合は、筆談を併用することもあります。
- ・筆談を用いる場合は、極力、短文に心掛けましょう。
- ・聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらったりして内容を確認しましょう。



災害時の対応

◆ 避難所で困ること

- 音声による情報の把握が難しいため、コミュニケーションがとりにくく、配給などの重要情報が伝わらない場合がある。
- 話しかけても返事ができない場合、誤解される可能性があり、コミュニティから孤立してしまう可能性がある。

◆ 必要なもの・体制

- 【メモ帳とペン】 ・【掲示板】 ・【携帯電話】 ・【PC】 ・【ライト】
- 【電光表示システム】 ・【液晶モニター】 ・【コミュニケーションボード】
- 【聴覚障がい者向けCS放送受信対応テレビ】

※ コミュニケーションボードとは・・・

日常生活に必要な行動を示す絵記号や文字などが表されたボードです。

(22ページに掲載してありますので、ご活用ください。また、緊急時に必要な主なものを、21ページに掲載してありますので、併せてご活用ください)

◆ 災害直後の対応方法・考え方

○ 避難環境の整備（ハード）

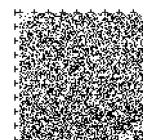
- 筆談を基本としている利用者には、夜間でも筆談ができるよう、懐中電灯を配る。
- 多くの人が見やすい場所に重要情報を掲示しわかりやすく伝える。

○ 対応方法（ソフト）

- 配給などの重要な情報がある場合は、本人に伝わっているかどうか確認して、伝わっていない場合はメモなどで対応する。
- 掲示板や事務局本部などで視覚での情報伝達が伝わりやすい場所に居住スペースを設けることが望ましい。
- 災害直後は筆談などすぐに伝わる方法が基本であるが、人によっては口の動きで判断できる場合があるため、コミュニケーション手段を本人に確認する。
- メモ帳での筆談や携帯電話での打ち込みなど、電子ツールを臨機応変に活用しわかりやすく情報を伝える。

※ 少し気遣って・・・

- 筆談する場合はわかりやすい言葉で書くこと。
- 避難所で孤立しないよう、積極的にコミュニケーションをとる。



Ⅲ 肢体不自由のある方には

● 肢体不自由とは

体に機能障がいのある方は、日常生活の中でさまざまな制約を受け、不自由を感じる事が多くあります。たとえば、杖をついて歩いたり、車いすに乗っていたりすると、階段や少しの段差の昇降にも支障があります。同じ姿勢を維持することが困難な方もいます。

手指や手・腕がなかったり、まひがあるときには文字を書いたり、お金の扱いなど、細かな手先のことには大変に苦労します。また、読むこと・聞くこと・話すこと・書くことが困難であり、口や舌の動きがまひしていると、ことばを使って周囲の人に自分の思いを十分に伝えることができません。

このように、健康な人ならなんでもない生活の中で、不便がたくさんあるのです。

しかし、適切に対応されることにより、外出の機会が増え、楽に外出ができるようになります。

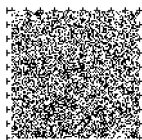
以下のことを参考にして、適切な対応をお願いします。

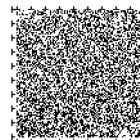
◆ 留意すべき点

- ・移動に制約のある方もいる
- ・文字の記入が困難な方もいる
- ・体温調節が困難な方もいる
- ・話すことが困難な方もいる
- ・食事に配慮が必要な方もいる
- ・医療的ケアが必要な方もいる

◆ 基本的な対応方法

- ・車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにしましょう。
- ・聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらったりして内容を確認しましょう。
- ・言葉がうまく喋れない方に、子ども扱いするような言葉づかいや接し方をしないようにしましょう。





災害時の対応

◆ 避難所で困ること

- 足に障がいのある方は移動に困難を要し時間がかかる場合がある。
- 車いす利用者などは床面に座ることが難しい場合がある。
- 和式トイレの利用が非常に難しい場合がある。
- 脊髄を損傷している方は、感覚がないうえに体温調節が難しい場合がある。
- 手に障がいのある方は、一人で服を着たり食事をしたりすることが難しい場合がある。

◆ 必要なもの・体制

- 【車いす】※ノーパンクタイヤが望ましく、メンテナンスキットも必要
- 【杖】 ・【簡易トイレ（洋式）】 ・【紙おむつ】※大人用と子ども用 ・【おしりふき】
- 【ストロー】 ・【食事器具（スプーン）】 ・【飲み込みが難しい方へやわらかいレトルト食品】
- 【簡易ベッド】※おむつ交換にも必要。 ・【マットレス】⇒ 床ずれの方への対応。
- 【医療品】 ・【発電機】※医療ケアの必要な方が使用する器具の電源確保
- 【ヘルパー派遣事務所との連携】
- 【ベッドコーナー・介助犬コーナー】⇒ 福祉避難コーナーで対応。

◆ 災害直後の対応方法・考え方

○ 環境の整備（ハード）

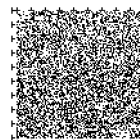
- 車いす利用者がある場合、簡易ベッドを活用。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットを敷くなど工夫してベッドをつくる。
- おむつ交換などはパーティションで区切りベッドコーナー（福祉避難コーナー）の一角を活用する。
- 電源の確保。

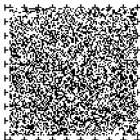
○ 対応方法（ソフト）

- 移動に困難がある方へのスペースは、居住スペースの通路側に確保し、移動距離を短くする。
- 和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も使える場所へ配置する。
- 車いす利用者の乗り移りなどは、必ず車いすのブレーキをかけて行う。
- トイレなどの介助は、未経験者や力が十分でない方が行くと事故につながる恐れがあるため、家族や経験者の協力を得て、絶対に無理はしない。

※ 少し気遣って・・・

- 車いす利用者が通路を移動された時、通路に荷物があれば横に避け、坂道や段差があれば一声かけて支援をするなど、スムーズに移動ができるようサポートする。
- 車いす利用者の目線の高さに危険なものがあると、思わぬけがにつながるため注意する。
- 車いす利用者など目線の高さが違う方へは、できるだけ目線を合わせて接することを心がける。
- 長時間ベッドで過ごす方には、床ずれに注意し定期的に体位を変える。
- スロープがあっても傾斜が急な場合、転倒する危険があるので注意する。
- 話のできない方たちとは顔の表情等で話かけるようにする。





IV 内部障がいのある方には

● 内部障がいとは

内部障がいには、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害の7つの障がいがあります。

内部障がい者の共通の悩みとして、外見からは障がいがあることをわかってもらえない、いわゆる「見えない障がい」という点があります。

呼吸器機能障がい者の方で酸素ボンベを携帯している場合もありますが、ほとんどの方が外見からはわかりません。そのため、周囲の理解が得られにくく、電車やバスの優先席に座っていても、不信な目で見られ嫌な思いをすることがあり、ストレスを受けやすい状況にあります。

また、進行性の疾患を伴っていることも多く、症状の変化で不安を抱え、継続的な医療ケアや介護が必要な方もいます。定期的な病院への通院、本人自身の自己管理、周囲の理解ある配慮等により生活のリズムを守り、体調を維持することが大切です。

障がいのある方が仕事をするためには、周囲の配慮が欠かせません。十分に休息がとれる場所の確保、長時間の通勤を必要とせず、時間外勤務などの少ない職場への配置等が必要です。

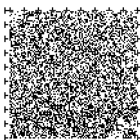
内部障がいのある方と接する場合に適切な対応がとれるように、日頃から彼らの生活上のさまざまな不便さを理解しておくことが大切です。

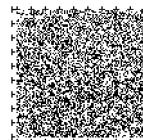
以下は代表的な内部障がいです。

- 心臓機能障がい
不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障がいで、ペースメーカー等を使用している方もいます。
- 呼吸器機能障がい
呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障がいで、酸素ボンベを携帯している方や、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している方もいます。
- じん臓機能障がい
腎機能が低下した障がいで、人工透析のため定期的に通院している方もいます。
- 肝臓機能障がい
肝機能が低下した障がいで、抗免疫療法のため定期的に通院している方もいます。
- 小腸機能障がい
小腸の機能が損なわれた障がいで、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいます。
- ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい
HIVによって免疫機能が低下した障がいで、抗ウイルス剤を服薬している方です。
このウイルスは高温やアルコール消毒に弱いので皮膚にただけでは感染しませんが、血液には触れないように注意してください。日常生活で感染する心配はありません。
- ぼうこう・直腸機能障がい
ぼうこう疾患や腸管の通過障がいで、腹壁に新たな排泄口を造設している方もいます。

◆ 留意すべき点

- ・外見から分かりにくい
- ・疲れやすい
- ・携帯電話の影響が懸念される方もいる
- ・タバコの煙が苦しい方もいる
- ・トイレに不自由されている方もいる





◆ 基本的な対応方法

- ・内部障がいのある方では、疲労感がたまり、集中力や根気に欠けるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。

災害時の対応

◆ 避難所で困ること

- ・外見からは障がいの有無が判断しにくいいため周囲から誤解されやすい。
⇒ 日常的に非常に疲れやすいなど個人によって様々な症状がある。
- ・常時服薬している薬の確保（病状の悪化を懸念）。
- ・ストーマやパウチなどの専用の装具を利用している方は専用の装具を交換するプライバシーに配慮したスペースが必要（装着には道具一式〔ハサミ・ガーゼ・テープ・ドライヤーなど〕が必要）
- ・避難所などでの集団生活を一定期間強いられる場合、一般的に内部障がいのある方は、免疫力が低下しているため、風邪などの感染症に対する不安が大きくなる。

◆ 必要なもの・体制

- ・呼吸器疾患の方の中には、携帯用の酸素ボンベを利用されている方がいるため、長時間の利用には交換が必要となることから、専門業者に連絡し手配する。
- ・医療機関と連携し【専用の装具】や【薬品】などの物品の入手、透析患者への治療の手配などを行う。
- ・【簡易オストメイト対応トイレ】
⇒ オストメイトに対応した簡易トイレがない場合は洋式トイレ、椅子、台、手洗い場、洗浄剤、ごみ袋などを活用して装具を交換する。

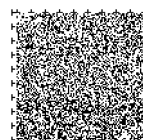
◆ 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法（ソフト）

- ・簡易発電機（電磁波）の近くにペースメーカーを利用されている方が近づかないよう、貼り紙などで注意を促す。
- ・人工透析を必要とする方や、インスリンを必要とする方などは、継続的な治療が必要なため、早期に医療機関と調整し入院などの手続きを行う。
- ・内部障がいのある方の中には医薬品の枯渇が命に関わる場合があるため、個別のニーズを把握し、それらの情報を医療機関と共有し、いつどこで手に入るかなど正確な情報を利用者に伝えることが大切。
- ・オストメイトの利用者は、専用の装具を自宅やそのほかの場所に備蓄されている場合があるため、備蓄の有無を確認のうえ専用の装具の確保を支援する。備蓄がない場合は、専門機関などと連携し専用の装具を確保する。
- ・医療機関などの巡回診察を実施する。

※ 少し気遣って・・・

- ・内部障がいは外見から判断が難しいため、外見だけで判断せず、積極的にできるだけ多くの避難者に声掛けを行い、ニーズを把握することが大切。
- ・塩分など食事制限が必要な方もいるため、食事の提供にも注意が必要。



V 知的障がいのある方には

● 知的障がいとは

知的障がいとは、知的機能の障がいが発達期（おおむね18才未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの福祉的な援助を必要としている方です。

知的障がいの特徴として、複雑な事柄の理解や判断、こみいった文章・会話の理解が不得手であること、おつりのやりとりのような日常生活の中での計算も苦手であることなどが挙げられます。

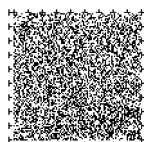
一見しては障がいがわかりにくく、少し話しをただけでは障がいがあることを感じさせない方もいます。しかし、周りの状況や抽象的な表現の理解、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難という方が多くいます。そのことを、まず理解してください。

◆ 留意すべき点

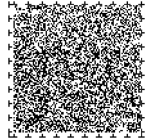
- ・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ・人に尋ねること、自分の意見を言うことが苦手な方もいる
- ・漢字の読み書きや計算が難しい方もいる
- ・ひとつの行動に執着する方や、同じ質問を繰り返す方もいる
- ・パニックを起こしたり、奇声を出したりする方もいる
- ・触覚が過敏で、他者から触れられるのを好まない方もいる
- ・危機回避ができず、一人での外出や屋内での行動に危険を伴う方もいる
- ・身の回りのことが自分でできない方もいる
- ・日常生活に困難をきたす方もいる

◆ 基本的な対応方法

- ・やさしい言葉に置き換えて話しましょう。例えば、「直進」と言わず「まっすぐ」という言葉に置き換えて話すなどです。
- ・一度にたくさんのことを言われると混乱するので、短い文章で「ゆっくり」、「ていねいに」、「くりかえし」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応しましょう。
- ・説明資料等には、漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明しましょう。
- ・成人の方の場合は、子ども扱いしないようにしましょう。



災害時の対応



◆ 避難所で困ること

- 外見からは障がいの有無が判断しにくいいため周りから誤解されやすい。
- 突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが難しい。
- コミュニケーションが苦手で、困っていることが伝えられないことがある。
- あいまいな表現がわかりにくい場合がある。
- 読み書きや計算が困難な場合がある。
- 不安になり、パニックになる場合がある。
- 急激な環境の変化への順応が特に難しい。
- 時間の感覚がわかりにくい、特定の音が不快になる場合がある。
- 避難所でじっとしていることが難しい場合がある。
- 集団生活のペースについていけない場合がある。

◆ 必要なもの・体制

- 【落ち着ける場所】⇒ 静養室（福祉避難コーナー）や散歩。

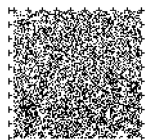
◆ 災害直後の対応方法・考え方

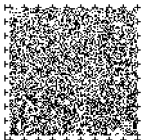
○ 対応方法（ソフト）

- 本人が伝えたいことをゆっくりと聞き、本人を尊重しながら、「ていねいに」、「くりかえし」など「わかりやすい言葉」で接する（あいまいな表現はさける）。
- できるだけ一人にしないように努める。
- 急激な環境の変化でパニックになる方もいるが、冷静になれば落ち着くため、騒がしい場所から離れた静養室などでの対応が必要な場合もある（空き教室を活用し、確保できない場合は福祉避難コーナーの静養室や簡易テント、車などのアウトドアも活用し対応する）。
- 配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認する。
- 掲示板はできるだけやさしい日本語で記載し、難しい漢字には振り仮名をふる。

※ 少し気遣って・・・

- 家族などと一緒に生活できるような安心できる環境が何より大切。
- 避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がいの特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報取り扱いに十分に注意する。
- 案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろうろしている方がいたら、積極的に声かけを行う。
- 支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行き、孤立しないように注意する。
- 本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩に誘うなども有効。





VI 精神障がいのある方には

● 精神障がいとは

こころの病気にはいくつもの種類があり、治療法もそれぞれ異なります。同じ病名でも人によって異なる症状が現れ、こころだけでなく、体への症状が現れることもあります。このような精神疾患が起こると、それらの症状からさまざまな「生活のしづらさ」が生まれ、その原因は病気だけでなく、社会環境や個人の状態などが関わりあってひき起こされます。この「生活のしづらさ」がある状態を精神障がいととらえ、ストレスが多い現代社会では誰もが、精神障がいになる可能性があります。

精神障がいの方は状況を認識する力が妨げられ、正しい判断が難しくなり、いろいろな生活障がい（生活がしづらくなる障がい）を起こします。こうした障がいは、外見上目に見えないため、周りの人の理解を得ることが難しく、誤解をうけたり避けられたりすることなどがあり、本人はますます不安と孤立感を深め、苦しい状況に追い込まれます。

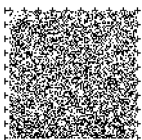
現代社会において精神障がいに対する偏見や誤解はいまだに解消されませんが、適切な治療・リハビリテーション、必要な援助を得ることで、地域で安定した生活を送ることができるようになっていくことを理解しましょう。

以下は代表的な病名です。

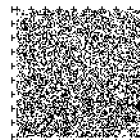
- 気分障がい（うつ病、躁（そう）うつ病など）
ストレスが重なることなどの様々な理由から、脳の機能障害が起きている状態です。気分が落ち込むなどのうつ症状や、躁（ハイ状態）とうつ（ロー状態）を繰り返すなどの症状があります。俗に言う、「気分が変わりやすい」、「気まぐれ」程度のものとは全く違います。
- 統合失調症
こころや考え方がまとまりづらくなる状態です。幻覚、思考障がい、感情や意欲の障がいなど多様な精神状態を特徴とします。現実を認識する能力が妨げられるため、正しい判断が困難になりがちで、気分や行動、人間関係に影響を与える場合がありますが、薬によってこれらの症状をおさえることもできます。
- 認知症
正常に働いていた脳の機能が低下し、記憶や思考などの能力が、脳の病気や障がいを原因として低下していく状態です。年をとるほど、なりやすい他、若くても発症することがあります。完全な治療法がなく、症状を軽くしたり、進行を遅らせたりすることしかできないため、症状が軽い段階での発見、治療が必要です。
- パーソナリティ障がい
認知（ものの捉え方や考え方）感情、対人関係などの広い範囲のパーソナリティ機能の偏りから生じるもので、大多数の人とは違う反応や行動をすることで本人が苦しんでいたりと、周囲の人が困っていたりするケースに診断される精神疾患です。
- てんかん
突然意識を失って反応がなくなるなどの「てんかん発作」をくりかえし起こす状態です。乳幼児から高齢者までどの年齢層でも発病する可能性があります。薬によって約8割の方は発作をコントロールされています。

◆ 留意すべき点

- ・ ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・ 外見からは分かりにくく、障がいについて理解されずに孤立している方もいる
- ・ 精神障がいに対する社会の無理解から病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い
 - ・ 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
 - ・ 学生時代など若い時期の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない方もいる
 - ・ 気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある



-
- ・認知面の障がいのため、何度も同じ質問を繰り返し話したり、つじつまの合わないことを一方的に話したりする方もいます



◆基本的な対応方法

- ・「ゆっくり」、「ていねいに」、「くりかえし」説明しましょう（あいまいな表現は避ける）。
- ・不安を感じさせないような穏やかな対応をしましょう。
- ・つらい気持ちに対して共感的に対応しましょう。
- ・無理させすぎず、あせらせず、ほめる、認める対応をしましょう。

災害時の対応

◆避難所で困ること

- ・外見からは障がいの有無が判断しにくいいため周りから誤解されやすい。
- ・突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが難しい。
- ・コミュニケーションが苦手で、困っていることが伝えられないことがある。
- ・不安になり、パニックになる場合がある。
- ・急激な環境の変化への順応が難しい。
- ・ストレスに敏感なことが多く、症状が悪化する場合がある。
- ・集団生活のペースやルールについていけない場合がある。
- ・常時服薬している薬の確保が必要で、頓服の確保が必要な場合がある（症状の悪化を懸念）。

◆必要なもの・体制

- ・【落ち着ける場所】⇒ 静養室（福祉避難コーナー）や散歩。
- ・医療機関などと連携し、【薬品】などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築する。

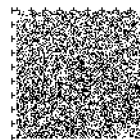
◆災害直後の対応方法・考え方

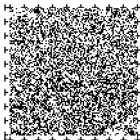
○ 対応方法（ソフト）

- ・状況によって対応方法は変化するが、基本は本人が伝えたいことを「ゆっくり」と聞き、本人を尊重しながら、「ていねいに」、「くりかえし」など「わかりやすい言葉」で接する（あいまいな表現は避ける）。
- ・急激な環境の変化がストレスになる方も多く、騒がしい場所から離れた静養室などでの対応が必要な場合もある（空き教室を活用し、確保できない場合は福祉避難コーナーの静養室や簡易テント、車などのアウトドアも活用し対応する）。
- ・薬がなくなる場合があることから、通院が中断した方には、本人や家族などに状況を確認したうえで、医療機関に連絡し、薬品や治療の手配などを行う。
- ・配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認する。

※ 少し気遣って・・・

- ・安心できる環境が何より大切。
- ・避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がいの特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報取り扱いに十分に注意する。
- ・支援する際は本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行き、孤立しないように注意する。
- ・本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩なども有効。





Ⅶ 高次脳機能障がいのある方には

● 高次脳機能障がいとは

脳卒中等の病気や交通事故などで脳の一部が損傷を受けると、その損傷部位に応じて特定の症状が出ます。脳の一部が損傷を受けたために起きる症状のうち、身体のみひや視聴覚の障がいとは別に、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能に障がいが起きた状態を、高次脳機能障がいといいます。

ひとくちに高次脳機能障がいといっても、その障がいは一つではありません。状況に見合った適切な行動が取れなくなって人間関係をつくるのが難しい方、本人自身が自分の障がいを十分に認識できないために他者による見守りが必要な方、自分からなかなか行動を起こせない方などさまざまです。

さらに、高次脳機能障がいは外見から分かりにくく、周りの人から十分に理解を得ることが難しく誤解をされてしまうことがあります。外見からわかりにくい障がいであるために配慮に欠ける対応をされることが多く、辛い思いをすることも少なくありません。

以下は主な高次脳機能障がいの具体的症状です。いくつかの症状を併せ持っていることが多くあります。

＜注意障がい＞	集中力が続かない。気が散りやすい
＜遂行機能障がい＞	一つひとつ指示されないと行動ができない
＜感情障がい＞	ささいなことで泣いたり、笑ったり、怒ったりする
＜記憶障がい＞	少し前のことをすぐ忘れる
＜失語＞	言いたいことばが出てこない。聞こえているのに、その意味がわからない
＜失行＞	道具がうまく使えない。動作がぎこちなく、うまくできない
＜失認＞	物の形や色が分からない。人の顔が見分けられない
＜半側空間無視＞	目は見えるのに、片側に注意がいかないため見落とし、ぶつかりやすい
＜地誌的障がい＞	よく知っているはずの病院内や近所の道で迷う

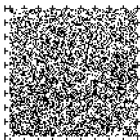
* 会話はスムーズにできるけれど、実際に行動する際に、「おやっ」と思うほど、簡単なことができない方もいます。そうしたことがこの障がいが理解されにくい理由の一つとなっています。

◆ 留意すべき点

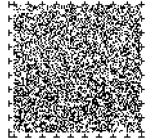
- ・約束や予定を忘れる、ちょっと前のことを覚えていない
- ・同じことを何度も聞く
- ・同時に複数のことができない
- ・些細なことで激怒する

◆ 基本的な対応

- ・大事なことはメモを取るよう促しましょう。
- ・伝えたいことは、一つずつ、簡潔に伝えましょう。
- ・カッとなったら、その場を離れる、話題を変えるなどして、気分転換を図るようにしましょう。



災害時の対応



◆ 避難所で困ること

- 外見からはわかりにくいので、避難する時や避難生活で、周囲の人の理解や支援を得にくいことがある。
- 普段と異なる状況の中で、必要な情報をまとめて正しく判断し、行動に移すことが難しくなる。
- 混雑しているところでは、人や物にぶつかったり、避難所への目印を見落としてしまったりすることがある。
- 自分の知りたいことや欲しいものを、周囲の人に適切に伝えられないことがある。
- 避難所での放送内容が十分に聞き取れない、聞き取れても記憶できない時がある。
- 大勢の人がいるので、雑音や周囲の様子が気になり、落ち着かないこともある。

◆ 必要なもの・体制

- 【落ち着ける場所】⇒静養室や屋外を活用。
- 医療機関などと連携し、【薬品】などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築する。

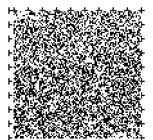
◆ 災害直後の対応方法・考え方

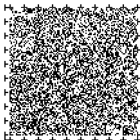
○対応方法（ソフト）

- ポイントをしぼって、「ゆっくり」、「はっきり」、「具体的に」話をする。
- 絵や図、写真などを添えて話をすると理解しやすくなる。
- 大切な説明や予定は、メモを書いて渡す。
- 大事な予定や放送がある時は、声掛けや説明を行う。
- 何度も同じことを聞く時は、いつも見える場所にメモを貼る、繰り返しの説明を行う。
- 言葉がでずに困っている時は、本人の状況を推測して選択肢を挙げる、絵や図を活用するなどして表現のサポートを行う。
- イライラしている時は、静かな場所へ誘導し、落ち着くまで待って話を聞く。
- 自分から行動を起こしにくいことがあるので、声掛けを行う。
- 道や建物の中で迷うことがあるので、目的地までの誘導を行う。

※ 少し気遣って・・・

- 家族などと一緒に生活できるような安心できる環境が何より大切。
- 避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がい特性を理解していただく必要がある場合は状況に応じて、本人や家族、支援者など十分に確認して行う。また、その際は個人情報の取り扱いに十分に注意する。
- 案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろろうしている方がいたら、積極的に声掛けを行う。
- 支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行き、孤立しないよう注意する。
- 本人のストレス発散と家族の心身静養のために、散歩を行うことも有効。





Ⅷ 発達障がいのある方には

● 発達障がいとは

発達障がいがある方の自立と社会参加の促進を目的とした「発達障害者支援法」が平成17年4月1日に施行されました。知的障がいを伴わない発達障がいの方たちは、手帳を取得できないために、法的なサービスの対象外となっていました。この法律によって公的支援の対象になりました。上記の法が規定する発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)、その他のこれに類する脳機能の障がいであって、通常低年齢において現れる障がいとされています。

以下は基本的な障がい特性です。

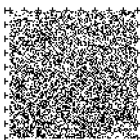
- 広汎性発達障がい(自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群)
自閉症は、人との関わりが苦手である、コミュニケーションが上手にとれない、興味や関心の範囲が狭く特定の物や行為へこだわりを示すなどの特徴をもっています。
高機能自閉症やアスペルガー症候群は、自閉症の特徴をもちながらも知的発達の遅れを伴わないので、障がいに気づくことが更に遅れやすいとされています。
- 学習障がい
知的発達に遅れがないにもかかわらず、読み、書き、計算ができないといった特定の能力に遅れが見られます。
- 注意欠陥/多動性障がい
忘れ物が多い、時間や物の管理ができない、集中力が続かない、じっと座ってられない、気持ちがそれやすく衝動的に考えもせずに行動するなど自分の感情や行動をうまくコントロールできないところが見られます。

◆ 留意すべき点

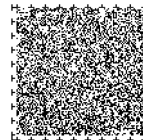
- ・外見からはその障がいの本質がわかりにくいいため、本人の言動が他人から誤解され、的はずれな対応をまねくことになりやすい。
- ・本人や家族は実生活上の困難を抱えながらも、どこにも相談できず社会の中で孤立している例が多く見られる。
- ・言葉のみのやりとりが困難な方もいる。
- ・自己評価が大変低くなっている方もいる。
- ・被害感が強い方も多いので、個別的な対応を心がけ、その方が必要としているニーズの理解に努めることが必要です。

◆ 基本的な対応

- ・抽象的な表現は極力減らし、短文で順を追って具体的に伝えましょう。



災害時の対応



◆ 避難所で困ること

- ・外見からは障がいの有無が判断しにくいいため周りから誤解されやすい。
- ・突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが難しい。
- ・コミュニケーションが苦手で、困っていることが伝えられないことがある。
- ・あいまいな表現がわかりにくい場合がある。
- ・急激な環境の変化への順応が特に難しい。また、不安になり、パニックになる場合がある。
- ・時間の感覚がわかりにくい、特定の音が不快になる場合などがある。
- ・避難所でじっとしていることが難しい場合がある。
- ・集団生活のペースやルールについていけない場合がある。

◆ 必要なもの・体制

- ・【落ち着ける場所】⇒ 静養室（福祉避難コーナー）や屋外を活用。
- ・医療機関などと連携し、【薬品】などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築する。

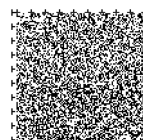
◆ 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法（ソフト）

- ・状況によって対応方法は変化するが、基本は本人が伝えたいことをゆっくりと聞き、本人を尊重しながら、「ていねいに」、「くりかえし」など「わかりやすい言葉」で接する（あいまいな表現は避け、コミュニケーションボードなどを活用するなど）。
- ・できるだけ一人にしないように努める。
- ・避難所が広く、自分の居場所が十分に理解できない場合は、間仕切りなどをつくり、椅子や座布団で居場所を明確に示す。
- ・人によっては音・光・広さ・温度・湿度などが強い刺激となる場合があるので注意する。
- ・急激な環境の変化でパニックになる人もおり冷静になれば落ち着くため、パニックをおこす前に騒がしい場所から離れた静養室などで対応する（空き教室を優先的に活用し、確保できない場合は福祉避難コーナーの静養室や簡易テント、車などの屋外も活用し対応する）。
- ・服薬している方は薬がなくなることへの不安を抱く場合があることから、通院が中断した方には、本人や家族などに状況を確認したうえで、医療機関に連絡し、薬品や治療の手配などを行う。
- ・配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認する。
- ・掲示板はできるだけやさしい日本語で記載し、難しい漢字には振り仮名をふる。

※ 少し気遣って・・・

- ・家族などと一緒に生活できるような安心できる環境が何より大切。
- ・避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がいの特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報取り扱いに十分に注意する。
- ・案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろろうしている方がいたら、積極的に声かけを行う（突然声をかけないよう、注意する）。
- ・支援する際は本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行い、孤立しないように注意する。
- ・本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩に誘うなども有効。



Ⅸ 難病のある方には

● 難病とは

「難病」は、医学的に定義された病名の名称ではありません。いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化します。

例えば、かつて日本の生活が貧しかった時代には、赤痢、コレラ、結核などの感染症は「不治の病」でした。その当時は有効な治療方法もなく、多くの人命が奪われたという点で、これらの疾病はまぎれもなく難病でした。しかし、その後日本人の生活が豊かになり、公衆衛生の向上、医学の進歩および保健・医療の充実と共に、これらの感染症は、予防・治療方法が確立され不治の病ではなくなりました。しかし、治療がむずかしく、慢性経過をたどる疾病も未だ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。

一方、昭和47年に国の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

◆ 留意すべき点

- 難病のある方の多くは、難病への無理解や先入観による偏見や差別で悩んでいます。
- 疾病の症状や治療から発生する肉体的苦しみのほか、大きな不安など精神的にも苦しんでいます。
- 外見でわかるものだけでなく、外見からはわからない症状等があるため、一人で苦しんでいる方もいます。
- 職業生活と疾患管理の両立の難しさに悩んでいます。

◆ 基本的な対応

- 病気の種類や症状、程度も様々です。「難病のある人」とレッテルを貼って、誤解や偏見を持たないようにしましょう。
- 難病は完全に病気が治るというものではありませんが、医学の進歩により、多くの難病は継続的に薬を飲み通院し、管理することで安定した症状を保つことができます。その状態を維持するためにも、通院に対する配慮が必要です。
- 難病のある方も職業生活と疾患管理の両立を希望しています。個々の疾患により疾患の特色や注意する点が異なりますので、それに応じた職場環境や働きなどの配慮が必要です。そのためにもコミュニケーションを図ることが重要です。



災害時の対応

◆ 避難所で困ること

- 人工呼吸器装着者は電源の確保が命に繋がることから最優先の救援が必要。
- 難病の症状は千差万別で四肢、内臓、視覚、聴覚などに現れ、それらが複合している場合もあり、個別にケアが必要なため医療機関との連携が不可欠。
- 症状が日によって一定でなく外見で判断がしにくいいため、他人から誤解を受けやすい。

◆ 必要なもの・体制

- 【特殊な薬剤】や【医療的な器材】など関係機関から早期に入手。
- 【医療機関】【難病支援団体などの関係機関】との連絡連携体制を構築。
- 【静養室】 ⇒ 福祉避難コーナー（体調が優れない場合）
- 【発電機】※医療ケアに必要な人が使用する器具の電源確保。

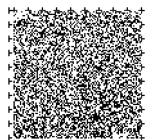
◆ 災害直後の対応方法・考え方

○ 対応方法（ソフト）

- 人工呼吸器を装着している方など、専門的な医療ケアが緊急に必要な方は、医療機関などとの連携のうえ早期に移送する。
- 難病かどうか判断が難しいため、本人に聞き取りのうえニーズを把握し、状況によって必要な設備の設置や関係機関への協力要請など対応を行う。
- 医療機関関係者の巡回の実施を継続的に行う体制を築く。
- 電源の確保。

※ 少し気遣って・・・

- 大勢の避難者の中で自身が難病であることを自己申告することは非常に難しい。外見だけで判断せず、できるだけ多くの避難者へ「何か困ったことはありませんか」など積極的に声をかけを行い、難病者を早期に把握することが重要。
- 医薬品の枯渇が命に関わる方がいる。そのため、「医療薬品」の利用者のニーズ、それらを関係医療機関と連携し、医療薬品の入手方法、時期などの正確な情報を把握し、伝えることが必要。



◆ 通常の備蓄品 <参考例>

- ① 食料品 : 飲料水、非常食、乾パン など
- ② 寝具類 : 布団、毛布、寝袋 など
- ③ 衣類 : 下着類、靴下、手袋 など
- ④ 日用品 : タオル、石鹸、歯ブラシ、トイレトーパー、スリッパ など
- ⑤ 食器類 : 茶碗、コップ、皿、箸、スプーン、ナイフ、缶切り など
- ⑥ 緊急医療品 : 傷薬、消毒液、解熱剤、風邪薬、胃腸薬 など
- ⑦ 照明器具 : 懐中電灯、灯光器 など
- ⑧ その他 : 携帯ラジオ（予備電池）、貴重品、ライター、ろうそく、水タンク
燃料、発電機、ヘルメット、簡易トイレ など

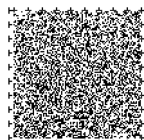
◆ 障がい別に必要なもの <参考例>

車いすや配慮を必要とする方向けの食料、オムツ、ストーマ用装具、簡易ベッド、マットレス、コミュニケーションボード など。

※ 市が障がい別に用意することができる用品については限りがありますので、自身で用意しておくよう心がけましょう。

◆ 避難生活が長期化する場合に必要な専門員 <参考例>

- ・社会福祉士 : 障がいがある方の相談に応じ、福祉サービスの利用に関して調整をする。
- ・介護福祉士 : 障がいがある方の心身の状況に応じた介護をする。
- ・精神保健福祉士 : 精神障がいがある方の、特に社会復帰に関する相談に応じ、支援をする。
- ・保健師 : 健康教育・保健指導を通じて、疾病の予防や健康増進などを行う。
- ・施設職員 : 障がいのある方と共に過ごしながら、助言などを行う。
- ・ホームヘルパー : 障がいがある方の自宅を訪問し、身体介護・家事援助を行う（訪問介護）。
- ・手話通訳者 : 音声言語による意思疎通に支障がある方について、手話で意思疎通を図る。
- ・要約筆記者 : 音声言語や手話での意思疎通が困難な方について、文字で意思疎通を図る。
など



○ コミュニケーションボード




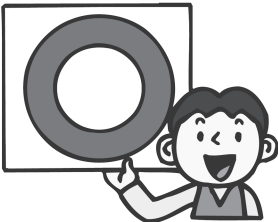
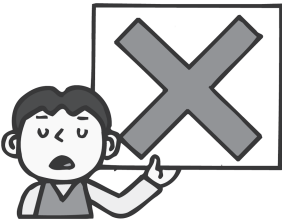



文字や言葉で伝えることが難しい方は、このコミュニケーションボードの絵を指さし、自分の意志を伝えるようにしましょう。

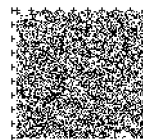
つた

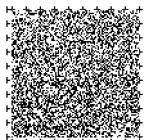
Communication support board

わたしの伝えたいこと

What I want to communicate

<p>トイレ</p>  <p>Restroom</p>	 <p>いたい</p> <p>Pain</p>
<p>のみたい</p>  <p>I am thirsty</p>	 <p>たべたい</p> <p>I am hungry</p>
<p>はい</p>  <p>Yes</p>	 <p>いいえ</p> <p>No</p>
<p>ほしい</p>  <p>I want it</p>	 <p>やめて</p> <p>Please stop</p>
<p>わからない</p>  <p>I don't understand</p>	 <p>でんわ してください</p> <p>Please call</p>

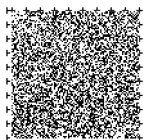




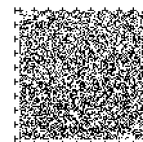
○ 障がいのある方に関するシンボルマーク

障がいのある方に関するシンボルマークは、主に次のようなものがあります。

	<p>障がい者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。 障がいのあるすべての方のためのマークです。</p>	<p>(財)日本障害者リハビリテーション協会</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。 このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由にしていとされています。</p>	<p>世界盲人連合</p>
	<p>身体障がい者標識（身体障がい者マーク） 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がいがある自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。 なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>聴覚障がい者（手話マーク） このマークは、手話への配慮を示すマークです。 ろう者自身が手話での対応を求めたり、公共施設等で、手話でコミュニケーションを取れる人がいることを示したりするために、全日本ろうあ連盟によって、誰にでも一目でコミュニケーション手段のわかるマークとして策定されました。 国外への普及も考え、5本指で「手話」を表し、輪っかで手の動きを表現しています。</p>	<p>全日本ろうあ連盟</p>
	<p>聴覚障がい者（筆談マーク） このマークは、筆談への配慮を示すマークです。 筆談での対応を必要としている方（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が筆談での対応を求めたり、公共施設等で、筆談での対応を可能としていることを示したりするために、全日本ろうあ連盟によって、誰にでも一目でコミュニケーション手段のわかるマークとして策定されました。 相互に紙へ書くことによるコミュニケーションを表現しています。</p>	<p>全日本ろうあ連盟</p>
	<p>聴覚障がい者シンボルマーク（国内マーク） 聴覚障がいの方であることを表す国内使用のマークです。 聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。 診察券や預金通帳などにこのマークが貼付され、マークを表示された場合は、相手が「聞こえにくい」、「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。 ※このマークは、聴覚障がいの方が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。</p>	<p>(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>



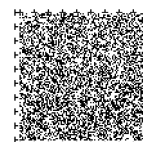
○ 障がいのある方に関するシンボルマーク

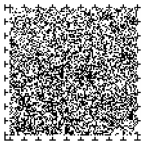


	<p>聴覚障がいをお持ちの方が、運転する車に表示するマーク やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることとなります。</p> <p>※聴覚障害者の運転免許取得について ①補聴器付の条件で運転免許を取得する。 →聴覚障害者標識の表示義務なし、免許証に補聴器付と記載 ②補聴器なしで運転免許を取得する。 →ワイドミラーの装備、聴覚障害者標識の表示の義務あり。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>（社）日本オストミー協会</p>
	<p>ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬同伴の啓発のマークです。 身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。身体の不自由な方の、身体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を連れている方や、お店の入り口などでこのマークを見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。</p>	<p>厚生労働省</p>
	<p>「ハート・プラス」マーク 「身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障がいをお持ちの方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話を控えて欲しい、といったことをじっと我慢されている方がいます。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>内部障害・内部疾患の暮らしについて考えるハートプラスの会</p>

障がい者週間について

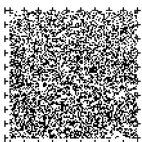
12月3日～9日は、「障がい者週間」です。
障がいは、事故や病気などによって、だれにも生じ得るものです。また、障がいは多種多様で外見では分からない障がいもあります。
障がいによる不自由さはあっても、周囲の理解や配慮があればできることも少なくありません。
日ごろから障がいのある方について知り、身近なこととして考え、日常生活や会社（事業所）の中でできる配慮や工夫を皆さんで考えてみませんか。
だれもが暮らしやすい共生社会の実現は、そうした一歩から始まります。



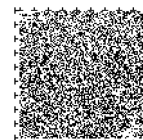


○ 障がい者福祉の関係機関一覧

名 称		電話/ファックス	所 在 地	備 考
甲斐市役所 福祉部 (福祉事務所)	福祉課	TEL 055-278-1691 FAX 055-276-2113	甲斐市篠原2610	民生委員児童員、生活保護等
	障がい者 支援課	TEL 055-267-7287 FAX 055-276-2113	甲斐市役所 新館1階 ・福祉課(⑬番窓口)	障がい福祉全般
	長寿 推進課	TEL 055-278-1693 FAX 055-276-2113	・障がい者支援課(⑫番窓口) ・長寿推進課(⑮番窓口)	高齢者福祉、介護保険、 地域包括支援等
甲斐市役所 こども子育て 健康部 (福祉事務所)	子育て 支援課	TEL 055-278-1692 FAX 055-278-2046	甲斐市篠原2610 甲斐市役所本館1階	児童館、保育園、こども医療等
	健康 増進課	TEL 055-278-1694 FAX 055-278-2046	・子育て支援課(②番窓口) ・健康増進課(①番窓口)	保健指導、母子保健、 健康づくり等
甲斐市役所 敷島支所 市民地域課		TEL 055-277-3112 FAX 055-277-7950	甲斐市島上条2254-1 敷島支所①番窓口	福祉サービスの申請・受付等
甲斐市役所 双葉支所 市民地域課		TEL 0551-20-3650 FAX 0551-20-3670	甲斐市下今井171 双葉支所1階①番窓口	福祉サービスの申請・受付等
甲斐市障がい者 基幹相談支援センター		TEL 055-267-7010 FAX 055-277-1284	甲斐市島上条3163 敷島保健福祉センター内	障がい者及びその家族等の 相談支援
甲斐市役所 市民生活部	保険課	TEL 055-278-1665 FAX 055-276-2113	甲斐市篠原2610 甲斐市役所 新館1階⑭番窓口	国民健康保険、国民年金等
甲斐市役所 財政部	税務課	TEL 055-278-1663 FAX 055-278-2046	甲斐市篠原2610 甲斐市役所本館1階③番窓口	市・県民税(住民税)申告、 軽自動車税、固定資産税等
甲斐市社会福祉協議会		TEL 055-277-1122 FAX 055-277-1284	甲斐市島上条3163 敷島保健福祉センター内	生活福祉資金、 福祉ボランティア団体、 生活困窮者支援等
山梨県福祉保健部 障害福祉課		TEL 055-223-1460 FAX 055-223-1464	甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階	県の障がい福祉施策に関する 業務等
中北保健福祉事務所 (中北保健所)		TEL 0551-23-3443 FAX 0551-23-3075	韮崎市本町4-2-4	児童・母子・高齢者・障がい 者の福祉業務等
山梨県中央児童相談所		TEL 055-288-1561 FAX 055-288-1574	甲府市住吉2-1-17 子どものこころサポートプラザ 内	児童福祉、児童虐待に関する 相談・支援等
山梨県障害者相談所		TEL 055-254-8671 FAX 055-254-8675	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ2階	身体・知的障がい者の相談 更生医療、補装具等
山梨県 精神保健福祉センター		TEL 055-254-8644 FAX 055-254-8647	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階	精神保健福祉に関する 相談・支援等
山梨県 こころの発達 総合支援センター		TEL 055-288-1695 FAX 055-288-1696	甲府市住吉2-1-17 子どものこころサポートプラザ 内	発達障がいに関する 相談・支援等
山梨県立聴覚障害者 情報センター		TEL 055-254-8660 FAX 055-254-8665	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	手話通訳者、要約筆記奉仕 員の養成・派遣等
山梨県女性相談所		TEL 055-254-8633 FAX 055-254-8636	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ2階	要支援女性に係る相談、 支援、一時保護等
山梨県高次脳機能障害者 支援センター		TEL 055-262-3121 FAX 055-262-3727	笛吹市石和町四日市場2031 甲州リハビリテーション病院	高次脳機能障がいに関する 相談・支援等



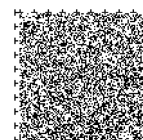
○ 障がい者福祉の関係機関一覧



名称	電話/ファックス	所在地	備考
山梨県ひきこもり相談窓口	TEL 055-254-7231 FAX 055-254-7233	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内	ひきこもりの状態にある本人や家族等
山梨県社会福祉協議会	TEL 055-254-8610 FAX 055-254-8614	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階	生活福祉資金、福祉ボランティア団体等
山梨県総合県税事務所 自動車税部	TEL 055-262-4662 FAX 055-263-2421	笛吹市石和町唐柏1000-4	自動車税、自動車取得税等
甲府税務署	TEL 055-254-6105	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎3階～5階	所得税、相続税、贈与税、消費税等
甲斐警察署	TEL 0551-20-0110	甲斐市志田670	駐車禁止除外の申請等
竜王交番	TEL 055-276-2002	甲斐市篠原2323-1	
竜王年金事務所	TEL 055-278-1105 FAX 055-278-1182	甲斐市名取347-3	障害厚生年金、障害手当金国民年金、年金相談等
竜王郵便局	TEL 055-279-1022	甲斐市名取12-1	郵便料金等
NHKフリーダイヤル	TEL 0120-151-515		放送受信料等
NHK甲府放送局	TEL 055-255-2148	甲府市丸の内1-1-20	
有料道路 ETC割引登録係	TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110	中日本高速道路(株)	障がい者割引制度
NTT電話番号の ふれあい案内(無料案内)	TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134	NTTフリーダイヤル (申し込み、問い合わせ)	NTT電話番号の無料案内
ハローワーク甲府	TEL 055-232-6060 FAX 055-235-4186	甲府市住吉1-17-5	障がい者の就労相談、職業紹介等
山梨障害者職業センター	TEL 055-232-7069 FAX 055-232-7077	甲府市湯田2-17-14	障がい者の就労相談等
すみよし障がい者就業・ 生活支援センター	TEL 055-221-2133 FAX 055-221-2136	甲府市住吉4-7-20	障がい者の就労・生活相談と支援等

◆ 主に聴覚障がいのある方の緊急連絡先(警察・消防)

	ファックス 110番	FAX 055-224-2110	山梨県警察本部
	110番アプリシステム	専用のアプリのダウンロードや事前登録が必要になります。	※緊急を要する事件・事故等が発生した場合 ※電話による通報困難な場合は健常者も利用可
	火災・救急 ファックス 119番	FAX 119	甲府地区消防本部 ※甲斐市(双葉地区除く)・甲府市・中央市・昭和町の方 峡北広域行政事務組合消防本部 ※甲斐市双葉地区、韮崎市、北杜市の方
	Net119緊急通報システム	事前登録が必要になります。	【竜王・敷島地区】 甲府地区消防本部 電話 055-222-1190 FAX 055-235-2119 【双葉地区】 峡北広域行政事務組合消防本部 電話0551-22-0119 FAX 0551-22-3499



○ 甲斐市の障がい者団体

団体名	代表者	電話	内容
甲斐市障害者福祉会	萩原 君徳	090-5566-7550	障がいのある方の会員相互の親睦を図ることを目的に活動している団体です。
甲斐市障がい児者地域支援連絡会(オアシス)	長田 朋子	090-6501-7685	障がい児者の保護者の皆さんを中心に活動している団体です。
甲斐市聴覚障害者協会	若尾 孝行	FAX 055-276-4861	聴覚に障がいのある方々が活動している団体です。手話学習部もありますので興味のある方はご連絡ください。
甲斐市視覚障害者協会	堀口 俊二	055-277-2676	視覚に障がいのある方々が活動している団体です。

※ 上記の各団体では、会員を募集しています。

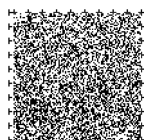
※ お問い合わせ等は、各団体の代表者へご連絡ください。

○ 甲斐市で活動している障がい者に関するボランティア団体

分類	団体名	活動場所	活動日	活動内容
点字	六点の会	竜王中部公園セミナーハウス	第1・3火曜日	一般図書、時刻表等の点訳、点字学習、体験学習の指導
手話	甲斐市聴覚障害者協会とまとの会	竜王北部公民館	第2・4水曜日	手話勉強会 障がい者交流事業
録音	声の広報ボランティアうふふ	敷島保健福祉センター	第1水曜日	朗読・広報の録音

※ 上記の各団体では、会員を募集しております。

※ 各団体のお問合せは、甲斐市社会福祉協議会(Tel 055-277-1122)へご連絡ください。





甲斐市マスコットキャラクター “やはいぬ”

障がいのある方を支援するためのガイドブック

発行：甲斐市 福祉部 障がい者支援課
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610
(甲斐市役所 新館1階⑫番窓口)
TEL 055-267-7287
FAX 055-276-2113
E-Mail : seikatsushieni@city.kai.yamanashi.jp

このガイドブックは、甲斐市ホームページからダウンロードできます

